

平成27年 税の申告相談

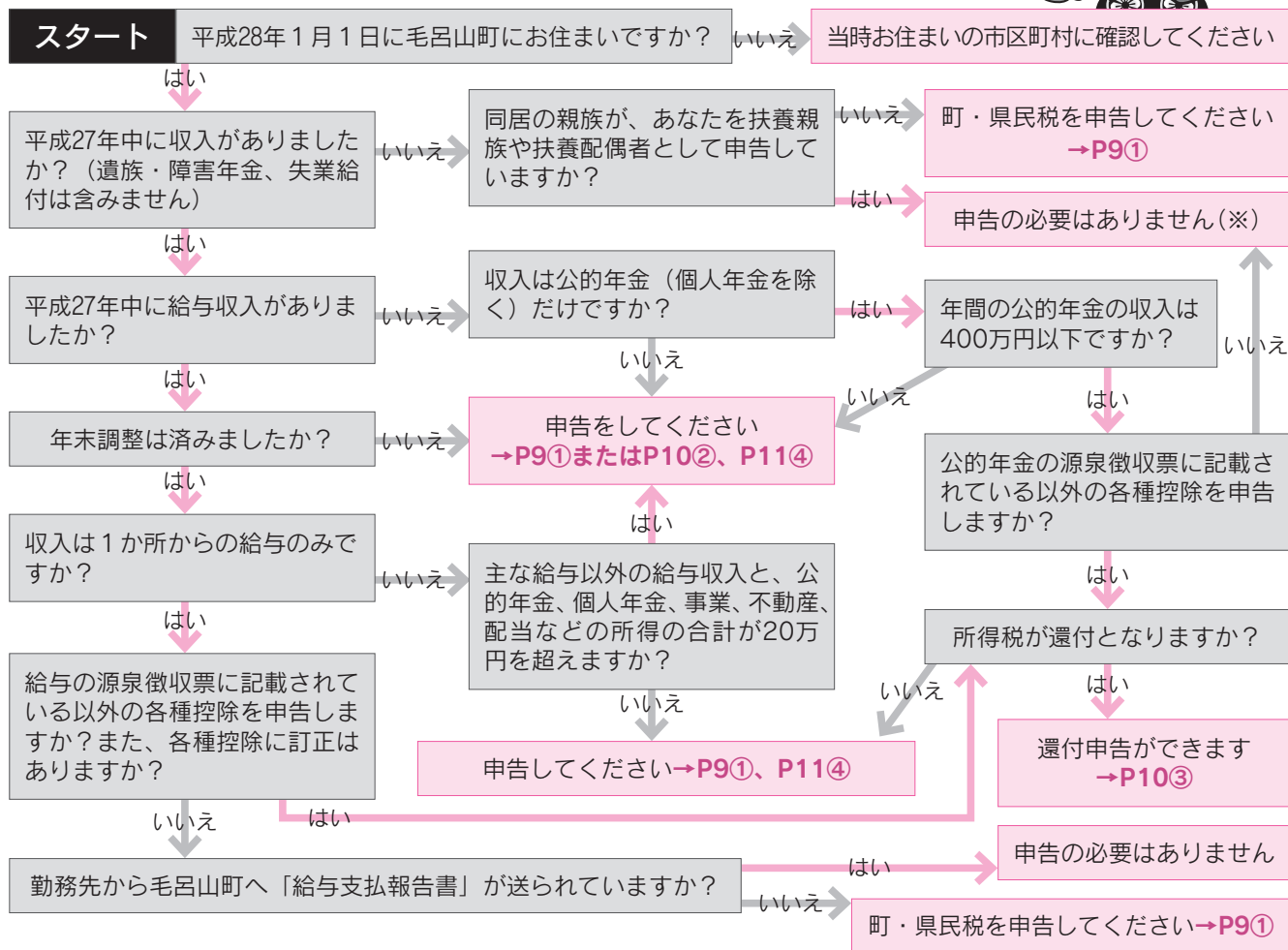
問合せ 町・県民税について／役場税務課町民税課税係 ☎(295)2112 内線 195・196

所得税などについて／川越税務署(申告案内コールセンター) ☎(235)9411



申告フローチャート

今年も、町・県民税、所得税などの申告受付を行います。申告期限の3月15日(火)までに、忘れずに申告してください。まずは、申告の種類や会場をフローチャートで確認しましょう。



※国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入している人は申告を！

国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入している人は、世帯全員(平成28年4月1日現在16歳未満で収入が無い人を除く)の申告が必要です。申告された収入をもとに保険税(料)を算定しますので、正しく申告をしないと、軽減措置が受けられなかったり、高額療養費などが正しく給付されない場合があります。必ず世帯全員分の申告を行ってください。

また、これらの保険税(料)の納付額は社会保険料控除の対象です。お手数でも、ご自身で領収書の日付・金額を確認し、申告してください。

担当窓口では、無料で国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付(額)確認書を発行しています。役場窓口へ直接申請してください。

納付(額)確認書の発行・問合せ 国民健康保険 ▶ 申告について／役場税務課町民税課税係 ☎内線 195・196、納付額について／役場税務課納税係 ☎内線 193・194、後期高齢者医療制度および介護保険 ▶ 役場高齢者支援課医療保険料係 ☎内線 158・159

① 町・県民税、所得税等の申告は2月16日(火)～3月15日(火)

場所 毛呂山町役場2階会議室 **受付時間** 午前9時～11時、午後1時～4時

※混雑状況によって、午前中に受付をしても相談が午後になる場合があります。あらかじめご了承ください。

▼申告はなるべく行政区ごとの指定日にお越しください

日にち	曜日	受付時間・地区（行政区ごと）	
		午前9時～11時	午後1時～4時
2月16日	火	上町、中町、毛呂病院ケアハウス	下町、金塚、埼玉医大、ジョイム毛呂山
2月17日	水	東雲、小田谷、西裏団地	平山、平山ニュータウン
2月18日	木	前久保	岡本団地、いわい団地、ゆずの木台
2月19日	金	沢田	大師二区、シャルマンコーポ毛呂山自治会
2月22日	月	大師一区	長瀬一区、総庭団地
2月23日	火	長瀬二区、双葉団地	長瀬三区、第六団地、第九団地
2月24日	水	滝ノ入、杉ノ入団地	阿諏訪
2月25日	木	大谷木、宿谷、権現堂	葛貫、日生団地
2月26日	金	第一団地1区～3区、第四団地	第一団地4A区～5区、第七団地、第十三団地
2月29日	月	第二団地1区～3区	第二団地4区～6区、第五団地、西原団地
3月1日	火	第三団地	毛呂山台
3月2日	水	角木団地	学園台、日化団地、旭台団地北、旭台団地南
3月3日	木	川角、玉林寺	むさし野自治会、谷端団地
3月4日	金	西大久保	旭台、旭台(大)、大類、苦林
3月7日	月	下川原	西戸、東原団地
3月8日	火	市場、新南台自治会	箕和田、目白台自治会

▼指定日に来れない人は、下記の7日間をご利用ください

日にち	曜日
2月20日	土
2月27日	土
3月9日	水
3月10日	木
3月11日	金
3月14日	月
3月15日	火

左記の7日間は、お住まいの行政区に関わらず、上表の地区の指定日に来ることができない人の申告を受け付けます。

また、**2月20日(土)、27日(土)の2日間**、土曜日の申告相談日を設けましたので、平日の申告が難しい人はこちらをご利用ください。

なお、指定日以外の申告日は、混雑が想定されます。皆さんの待ち時間緩和のためにも、なるべく行政区ごとの指定日にお越しください。

申告に必要なもの

- ①所得のわかる書類
 給与・年金所得の人▶源泉徴収票
 事業をしている人▶収支内訳書
 ※収支内訳書は、事前に帳簿や領収書から売上や必要経費を計算して作成してください。また、事業所得のある人は、なるべく税務署で申告(→P11④)してください。
- ②生命保険・地震保険・国民年金の控除
 証明書、国民健康保険などの領収書
- ③印鑑
- ④所得税が還付される人は申告者本人名義の預貯金の口座番号がわかるもの
- ⑤事前に役場または税務署から申告書が届いた人は申告書



町会場では受付できない申告があります

以下に該当する申告は、町会場では申告できません。必ず川越税務署で申告してください。

- ・土地、家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得のある人
- ・青色申告の人
- ・平成26年分以前の申告をする人
- ・国外に居住する人を扶養している人
- ・山林所得がある人
- ・給与所得の特定支出控除を申告する人
- ・住宅ローンを利用しない場合の控除(住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除および認定住宅新築等特別税額控除)を申告する人
- ・住宅ローンの借換えをした人

※川越税務署での申告については、P11④でご案内しています。

② 収入が公的年金のみの方の申告は2月4日(木)～9日(火)

▼所得が公的年金のみの方は、大字・地名ごとの指定日にお越しください

日にち	曜日	受付時間・地区（大字・地名ごと）	
		午前9時～11時	午後1時～4時
2月4日	木	大字岩井・下川原、平山、岩井東	大字小田谷・苦林、中央
2月5日	金	大字大谷木・前久保、南台	大字西戸・葛貫・毛呂本郷
2月8日	月	大字旭台・市場、若山	前久保南
2月9日	火	大字川角・長瀬、岩井西	大字阿諏訪・大類・権現堂・宿谷・滝ノ入・西大久保・箕和田、目白台

時間 午前9時～11時、午後1時～4時

場所 毛呂山町役場2階会議室

持ち物 ①公的年金等の源泉徴収票の原本、②生命保険・地震保険・国民年金の控除証明書、国民健康保険などの領収書、③印鑑、④所得税が還付される人は申告者本人名義の預貯金口座番号がわかるもの、⑤事前に役場または税務署から申告書が届いた人は申告書

③ 還付申告は2月3日(水)

還付申告の共通事項

日時 2月3日(水)午前9時～11時、午後1時～4時

場所 毛呂山町役場2階会議室

還付申告に共通して必要な持ち物 ①平成27年中の源泉徴収票の原本、②印鑑、③申告者本人名義の預貯金口座の番号がわかるもの

※混雑状況によって、午前中に受付をしても相談が午後になる場合があります。あらかじめご了承ください。

医療費控除

生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費のうち、保険金などで補てんされた金額や総所得額の5%（上限10万円）を差し引いた金額が控除の対象です。

持ち物 共通して必要な持ち物に加え、①平成27年中の医療費の領収書（事前に医療を受けた人ごと・医療機関ごとに合計金額を集計してください）、②保険金などで補てんされた金額のわかる書類

寄附金税額控除

国や地方公共団体などに2,000円以上の寄附をした場合に対象になります。

持ち物 共通して必要な持ち物に加え、寄附をした時の領収書・証明書

※ワンストップ特例を利用できる人は除きます（平成27年1月1日～3月31日にふるさと納税をした人は確定申告が必要です）。

住宅借入金等特別控除

住宅ローンを利用して自己の居住のために住宅を取得または増改築をした人で、要件に当てはまる人が対象です。詳しくはお問い合わせください。

持ち物 共通して必要な持ち物に加え、①住民票の写し、②家屋・土地の登記事項証明書、③借入金の年末残高証明書、④請負契約書・売買契約書などで取得価格のわかる書類の写し

※平成21年～平成31年6月30日までに入居した場合、所得税から住宅借入金等特別控除額を引き切れない人は、住民税（所得割）から控除できます。

※また、平成11年～平成18年に入居した場合も所得税から住宅借入金等特別控除額を引き切れない人は住民税（所得割）から控除する経過措置があります。この場合、給与所得で年末調整を済ませた人は、住民税の申告が不要です。

雑損控除

雪害、火災や盗難などで被害を受けた場合に対象になります。詳しくはお問い合わせください。



④ 川越税務署での申告およびお知らせ

確定申告書の作成はホームページで

確定申告は、「自分の所得を自分で正しく計算し、期限内に申告・納税する」という制度です。

税務署の確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、夜間や休日など、いつでもお好きな時間に確定申告書などを作成できます。詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

作成した確定申告書等は郵送で提出

ご自宅などで作成した確定申告書等は、印刷し、必要書類とともに川越税務署へ郵送または税務署の「時間外文書収受箱」に投函することで提出できます。

郵送先 川越税務署（〒350-8666川越市大字並木452-2）
 ※申告書（控）に税務署受付印が必要な場合があります。郵送で確定申告書を出す人は、①税務署受付印の押印を希望する旨の添書、②返信用封筒（あて名をご記入の上、所要額の切手を貼付）を同封してください。

所得税の確定申告はe-Taxで

e-Tax（国税電子申告・納税システム）とは、申告や法定調書の提出、納税証明書の交付請求の手続きを、インターネットで行うシステムです。ダイレクト納付やインターネットバンキングを利用した納付も利用できます。

また、国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナーで作成した申告書の電子申請や、確定申告書などの用紙がダウンロードできます。

e-Taxを利用して所得税等の確定申告書を出すと、「医療費の領収書や源泉徴収票を入力して送信することで書類の提出・提示を省略することができる」、「還付金を早期処理する」などのメリットがあります。

ご利用には、事前に利用開始の手続きが必要です。詳しくは、e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

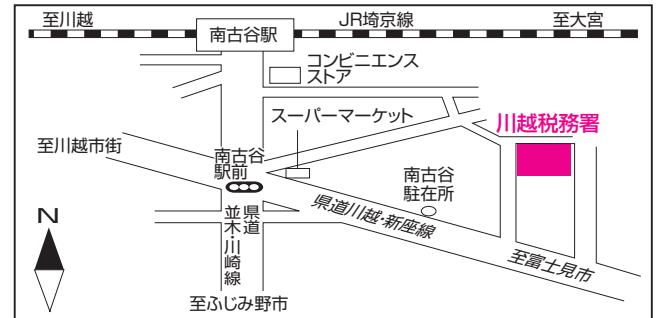
確定申告書等作成コーナーおよびe-Taxの操作

確定申告書等作成コーナーおよびe-Taxの操作に関するお問い合わせは、下記にご連絡ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901（土・日・祝日および年末年始を除く午前9時～午後5時。ただし1月中旬～3月15日（火）は午後8時まで）

平成27年分の申告 確定申告はお早めに

受付場所 川越税務署（JR埼京線南古谷駅徒歩7分）



※川越税務署の駐車場は狭いため例年大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。

受付期間 2月16日（火）～3月15日（火）

※土・日曜日を除く。ただし、**2月21日（日）、28日（日）の2日間に限り**、平日以外の相談および申告を受け付けます。

受付時間 午前9時～午後5時

※申告書の作成には時間がかかります。時間に余裕をもって、なるべく午後4時ごろまでにお越しください。

※混雑状況により受付を早めに締め切る場合があります。

申告期間および納付期限

税目	申告期間	納付期限
所得税等	2月16日（火）～3月15日（火）	3月15日（火）
消費税・地方消費税	3月31日（木）まで	3月31日（木）
贈与税	2月1日（月）～3月15日（火）	3月15日（火）

安全・便利な口座振替をご利用ください

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の納税は、口座振替が利用できます。

希望する場合は、あらかじめ納期限までに川越税務署または預貯金先の金融機関に口座振替依頼書を提出してください。※依頼書は国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）からダウンロードできます。

※確定申告分の振替納税は、申告期限までに申告書を出した場合に限り利用できます。

なお、預貯金口座からの振替納付日は以下のとおりです。

所得税／4月20日（水）、**消費税**／4月25日（月）

東上パールビル申告相談会場の終了

平成27年分の確定申告から、東上パールビルの申告相談会場は開設しませんので、ご注意ください。